

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
財務会計システムインボイス制度対応に係る要件定義・設計業務	令和4年10月1日	富士通Japan(株)	1,689,600	富士通Japan 株式会社は、本件業務の対象である財務会計システムを設計・開発した業者であり、パッケージソフトウェアに関することも含めて履行に必要な専門知識を有している。本件業務は、情報処理システムの改修業務であり、本システムの内容を熟知した開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でなければ、改修目的の達成に必要な機能や要件を定義し、それを実現するための設計業務を行うことができず、履行可能な者が上記業者に特定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (Tel: 381-8649)
水道標準プラットフォームによる台帳アプリケーション提供業務	令和4年10月20日	(株) J E C C	4,065,050	委託予定先は、当該プラットフォームの提供 事業者であり、台帳アプリケーションの製作元でもある。当該業務を行うには、当該プラットフォームの利用が不可欠なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (Tel: 381-8649)
「令和4年度 財務会計システム保守運用業務」に係る変更契約	令和5年3月1日	富士通Japan(株)	8,855,000	情報処理システムの保守運用業務であり、開発業者及び当該業者から技術指導を受けた者でないと維持管理（保守、運用支援等）ができず、履行可能な者が1者に特定されるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局経営企画課 (Tel: 381-8649)
インターネット開閉栓受付システムWEBクレジット機能追加	令和4年12月1日	(株) 第一コンピュータリソース	5,500,000	当該事業者は、当該システムを設計・開発を実施しており、システム内容を熟知している。また、インターネット開栓の開栓画面及びポータルサイトの画面にクレジット継続契約機能を拡張することで、決済代行業者のシステムを利用するよりも、開栓時やポータルサイトから利用者情報を連携することができ、利用者の利便性の向上を図ることができる。そのために 現在インターネット開閉栓システムを開発している事業者でないと構築することが困難である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局営業課 (Tel: 945-7608)
水道施設場内防草対策工事に関する積算技術業務	令和4年11月11日	一般財団法人神戸市水道サービス公社	6,369,000	・配水場等水道施設内の工事のため、埋設管や構造物、電気設備等を損傷することないように施工計画を検討し、図面等作成する必要がある。本市の水道事業や水道施設に対する深い理解を要する。 ・業務には積算システムへの積算データ入力など公共工事の発注事務等を含むため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	水道局技術企画課 (078-381-9589)

委託契約における特命随意契約の結果について

千苜ダム調査業務（その8）	令和4年10月7日	八千代エンジニアリング	9,028,800	<p>本業務は、千苜ダムにおける安全性診断の基礎資料として、過年度に実施した調査業務を基に、堤体に作用する揚圧力等の調査・評価を行うものである。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、過年度に実施した調査の内容や方法を熟知するとともに、千苜ダムの特性や、調査で整理された課題などを十分に把握する必要がある。当該業者は、これまでに実施した調査業務のすべてを受託しており、調査の目的や課題への理解が深く、かつ調査方法のノウハウも有していることから、迅速かつ確実な業務遂行が期待できる。また、これに伴う業務の経済性も発揮されることから、当該業者に随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	水道局技術企画課 (078-381-9589)
篠原低層配水本管整備工事に伴う地下水観測業務	令和5年1月24日	スミカワ研究所有限公司	16,060,000	<p>当該委託予定先は、灘五郷酒造組合水資源委員会の委員として50年以上の長きにわたり、宮水の保全や調査に関する実績があり、当該場所周辺の過去の調査データと合わせて分析することで、「篠原低層配水本管整備工事」による宮水の影響把握ができる。また、宮水に関する調査・研究資料ならびに宮水の影響分析等の技術を有している。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できるのは、当該委託先以外にはないため随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号)</p>	水道局配水課 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 TEL078-958-7688